

(別紙)

令和8年度における「自ら評価」案件候補 (ウェブサイトによる公募) について

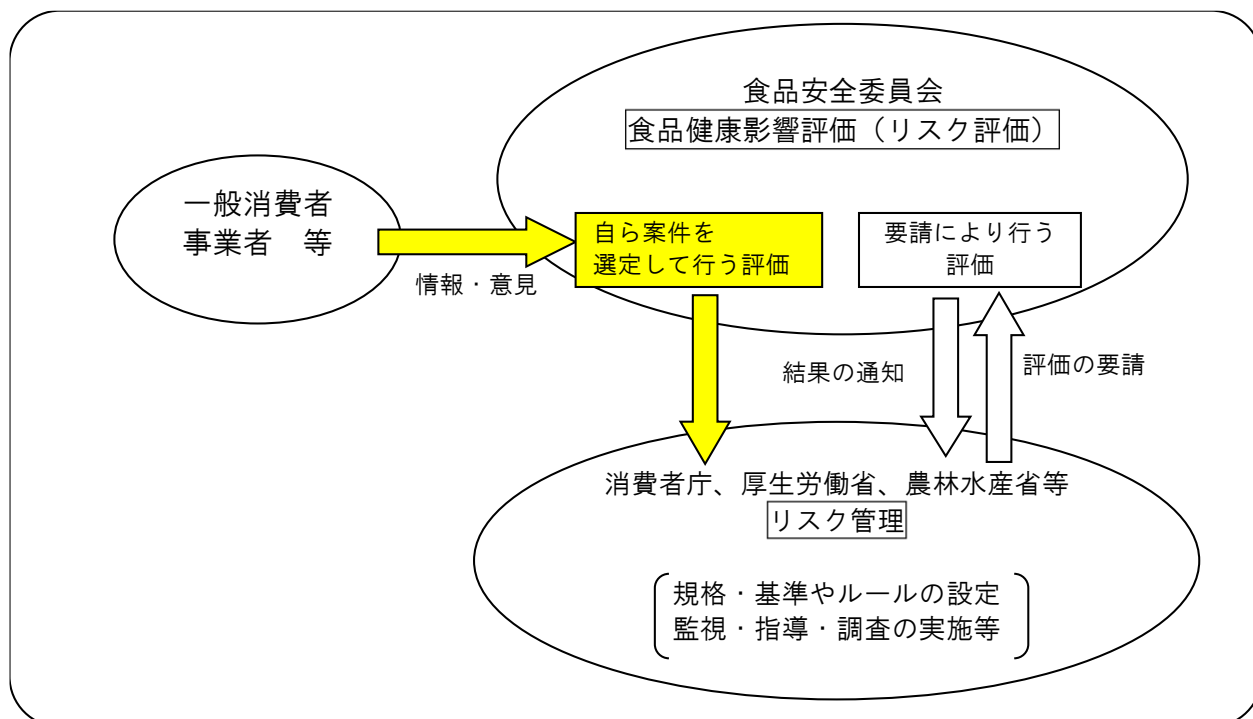
令和8年7月1日
内閣府食品安全委員会事務局

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります(食品安全基本法第23条第1項第2号)。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

「自ら評価」案件候補は、企画等専門調査会において、以下に掲げる「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

一方、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象とはいたしません。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれ科学的知見の充足が必要であることから、「自ら評価」案件候補の選定に当たっても、科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠が重要であり、対象となる案件に関する科学

的知見が十分かどうか配慮することが不可欠です。

また、現時点で入手できる科学的知見によって案件を選定するものであり、研究や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。したがって、科学的知見が十分でない場合には「自ら評価」案件候補として選定されず、科学的知見の充足状況等に応じて、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、若しくは「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）の作成・公表、情報収集の継続、又は SNS 等による情報発信を行うこととする場合があります。

なお、口コミや風聞など、科学的な根拠が定かではない情報のみに基づく提案については、審議の対象とならない場合があります。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。ファクシミリ及び郵送は、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、
氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

(3) 締め切り：

令和8年7月31日（金）（必着）

○別添資料：

- ・ 提案要領

○参考資料：

- ・ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 長谷川
TEL：03-6234-1126

(別添)

「自ら評価」の提案要領

提案方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
2. 案件候補とする理由（※必須）
3. 案件候補とする情報等（※必須）
 - ・ 科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等）。
 - ・ 口コミや風聞など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
5. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

※上記の記載がない提案については審議の対象とならない場合がありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合：
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】

令和8年7月31日（金）（必着）

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 個人は、氏名・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただく場合のためにお尋ねしております。
- 文字数制限1000文字以内で送信してください。

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 長谷川 TEL: 03-6234-1126

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
平成 (15年度) (※2)	「日本における牛海綿 状脳症 (BSE) 対策－中間 とりまとめ－」 【評価終了】	平成 16 年 9 月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び 農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて意見交 換会を開催するとともに、平成 16 年 10 月に、我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しについて食品安全 委員会に諮問。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて、飼料規 制の実効性確保を強化するための措置 を講ずることについて食品安全委員会 に諮問。</p>
16 年度	「食中毒原因微生物」に 関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>食中毒原因微生物 9 案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェ ジュニ/コリ」については、平成 21 年 6 月に評価を終了し、その評価 結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>残りの 8 案件のうち、3 件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大 腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「食品中のノ ロウイルス」）については平成 22 年 4 月に、5 件（「非加熱喫食調理済 み食品 (RTE 食品) におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮魚 介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚貝 における A 型肝炎ウイルス」及び「豚肉における E 型肝炎ウイルス」） については平成 24 年 1 月にリスクプロファイルを取りまとめ、消費者 庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの 8 案件につい ては、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成 24 年 2 月 16 日食品 安全委員会決定）に従い、平成 24 年 6 月に「自ら評価」としての食品 健康影響評価を終了した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査 における疾病診断の標準化とカンピ ロバクター等の制御に関する研究」 (平成 24 年度から 3 年) において、 評価書で提案された諸対策を検討し、 リスク管理手法としての有効性を検 証。 厚生労働科学研究「食鳥肉における カンピロバクター汚染のリスク管理 に関する研究」(平成 27 年度から 3 年 計画) では、具体的なリスク管理手法 の探索と構築を目的として研究を実 施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者への生食・加熱不十分に関する注意喚起、地方自治体を通じた飲食店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉水産食品部会 食肉等の生食に関する調査会 における生食に関する検討（平成 26 年 8 月の乳肉水産食品部会に報告。）等を実施。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年 8 月に作成した生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックについて、新たな知見を追加した改訂版を公表。 ・ 汚染実態調査を継続的に実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施。
17 年度 （委員会 決定は 19 年度）	「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓」に係る食品健康影響評価	外交ルートを通じ、評価対象国 15 か国に対し質問書による照会を行い、回答を得た 13 か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス）については、平成 24 年 5 月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した（中国及び韓国については、現時点で回答が得られていない。）。	<p>【厚生労働省】</p> <p>評価対象となった国から輸入される牛肉及び牛内臓については、当該評価結果において「BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来リスク管理措置を継続。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>評価対象となったいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。
18年度	—	選定されていない。	
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価【評価終了】	令和3年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省、環境省、経済産業省に通知した。	—
20年度	「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成22年11月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>平成30年2月に、食品中のデオキシニバレノールの規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問。令和元年12月、食品安全委員会において評価結果をとりまとめ、通知。</p>	<p>○デオキシニバレノール</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、平成29年9月22日に小麦に対して1.0 mg/kg以下の基準値を設定することについて了承。</p> <p>令和元年の評価結果を受けて、令和3年7月30日付で「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第294号）を告示し、小麦についてデオキシニバレノールを1.0 mg/kgを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格を新たに設定。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>進等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。 <p>○ニバレノール</p> <p>【厚生労働省】 評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、現段階で基準値の設定の必要はないとの結論を了承。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。
<p>〃</p>	<p>「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価【評価終了】</p>	<p>平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】 平成26年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成28年11月の同部会で、オクラトキシンAは偏在性が指摘されており、より正確に汚染実</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を実施中。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、米・小麦における含有実態調査、カビ汚染防止のためのガイドラインの推進を実施。 ・ 評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を実施。
<p>〃</p>	<p>「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」に関する食品健康影響評価 【評価終了】</p>	<p>平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省ホームページにおいて、「ヒジキ中のヒ素に関する Q & A」を公開。 ・ 輸入農産物中の汚染実態の把握（平成 25 年度～26 年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成 25 年度～27 年度）等を実施。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。 ・ 評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれるヒ素の含有実態調査、ヒジキの製

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。
21 年度	「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】	平成 24 年 3 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前（平成 23 年 2 月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。 トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。 <p>【厚生労働省】</p> <p>トランス脂肪酸の摂取については、令和元年 12 月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページを通じて情報提供。 評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。 食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施。
〃	「アルミニウム」に関	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知し	食品安全委員会で「自ら評価」に選

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
	<p>する食品健康影響評価 【評価終了】</p>	<p>た。</p>	<p>定後、平成 29 年 3 月に厚生労働大臣から、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受け、平成 29 年 12 月に評価結果を取りまとめ、通知。</p> <p>厚生労働省において、平成 30 年 3 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での審議を経て、平成 30 年 11 月 30 日に食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと、硫酸アルミニウムカリウムの使用量について、それぞれ、アルミニウムとして、菓子、生菓子及びパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない旨の基準を追加。</p>
<p>22 年度</p>	<p>「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価【評価終了】</p>	<p>平成 28 年 4 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省ホームページ中「加工食品中アクリルアミドに関するQ&A」を改正するなど、加工食品中のアクリルアミド摂取量の低減に向けた普及啓発を実施。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して、加工食品中のアクリルアミド濃度低減に向けた対策（「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」）の普及を行うとともに

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>に、指針の普及による低減効果を検証するため、加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続的に調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に対して、家庭調理食品に由来するアクリルアミド摂取量の低減に向けた対策（「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること」）の普及啓発を実施。
23年度	—	選定されていない。	
24年度	「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成27年11月に「ヒラメの <i>Kudoa septempunctata</i> 」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】 クドアによる食中毒を防止する観点から、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入のヒラメについて、過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者については輸入の都度の検査を実施し、その他の養殖ヒラメについてはモニタリング検査を実施。 国産天然のヒラメについて、地方自治体と連携しながらクドアによる食中毒防止策等について普及啓発を実施。 <p>【農林水産省】 クドアによる食中毒を防止する観点から、ヒラメの養殖場等における食中毒防止対策について平成28年6月23日付</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			けで都道府県に対して通知を发出。
25年度	—	選定されていない。	—
26年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。 平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【厚生労働省】 平成30年2月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、汚染実態調査の結果等を踏まえ食品について基準値を設けないことと了承。 【農林水産省】 飼料製造事業者のGMP等の工程管理による有害物質の低減対策の効果を確認するための指標として、家畜及び家きんに給与される配合飼料に対し管理基準（4 mg/kg: フモニシン B1+ B2+ B3）を設定。
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	アレルギー物質を含む食品のうち、「卵」について令和3年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。 卵以外のアレルゲンを含む食品について、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかとなったため、当面、食品健康影響評価を行うことが困難であると判断されたため、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に基づき、平成27年度の「自ら評価」案件として採択された「アレルギー物質を含む食品」については、卵以外のアレルゲンを含む食品に関してこれまでに収集した情報をとりまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することとした。	【食品安全委員会】 令和6年7月23日に牛乳及び小麦、令和7年3月11日にそば、えび及びかに、令和8年3月24日に落花生のファクトシートを公表し、令和8年3月の食品安全委員会において、落花生のファクトシートの公表をもって、平成27年度の自ら評価案件として収集した情報に基づくファクトシートの作成作業は終了することを報告。
28年度	—	選定されていない。	—

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
29年度	—	選定されていない。	—
30年度	—	選定されていない。	—
令和 元年度	—	選定されていない。	—
2年度	—	選定されていない。	—
3年度	—	選定されていない。	—
4年度	有機フッ素化合物 （PFAS）に係る食品健 康影響評価 【評価終了】	令和6年6月に評価を終了し、その評価結果を内閣、厚生労働省、農 水省及び環境省の各府省に通知した。	【環境省】 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部 会 水道水質・衛生管理小委員会におい て、PFOS 及び PFOA の合計値として暫定 目標値 50 ng/L であったものを水質基 準項目に引上げることとした。（令和7年 2月） 【消費者庁】 食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水 産・伝達性海綿状脳症対策部会におい てミネラルウォーター類（殺菌・除菌有） の成分規格として PFOS 及び PFOA の合計 値 50 ng/L と設定。（令和7年2月）
5年度	—	選定されていない。	—
6年度	鶏肉中のカンピロバク ター・ジェジュニ / コリ による健康影響につい て	平成21年に公表した微生物・ウイルス評価書「鶏肉中のカンピロバ クター・ジェジュニ / コリ」について更新を検討することとされ、微 生物・ウイルス専門調査会において、評価の更新に向けた審議が開始さ れている。	—
7年度	—	選定されていない。	—

※1 「主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果（平成30年9月30日までの措置状況）等を基に記載。

※2 企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。